4　署名者

日　　本　　側　　松永健在バングラデシュ臨時代理大使

バングラデシュ側　　モハマド・メジバフッディン財務省経済関係局上級次官

平成二十七年七月八日

外務大臣　岸田　文雄

○文化庁告示第三十三号

平成二十七年五月二十九日付けで一般社団法人日本音楽著作権協会から変更の届出のあった使用料規程について、著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第十四条第三項の規定により同条第一項の実施禁止期間を平成二十七年十一月二十八日まで延長したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十七年七月八日

文化庁長官　青柳　正規

○農林水産省告示第千七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町森井字犬坂一六六から一六九まで、三二一、三二二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字犬坂一六九、三二一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市波賀町今市字上ミ山一四八の四から一四八の八まで、一四八の三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ミ山一四八の五・一四八の七・一四八の三五（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県篠山市大山宮字古坂坪一八三、一八四、一九三、一〇六八の一、一〇六八の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字古坂坪一八三・一九三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市三宅字滝本一二九の一（次の図に示す部分に限る。）、一二七、一四四、一四五、一四七、字寺内一五四、一五四の一、一五七、字耳堂六六三、六六六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝本一二九の一・一四五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四四、字寺内一五四（次の図に示す部分に限る。）、一五四の一、一五七、字耳堂六六三、六六六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区多田字宮前四四九の一二の一、四四九の一二の二、四四九の一三、四四九の一四、四四九の一五の一、四四九の一五の二、四五四の五、字上野五三九の二、五三九の三の一、五三九の四、五三九の五の一、五三九の五の二、五三九の六、五三九の一五の一、五三九の一五の二、五四四、五七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上野五三九の三の一・五三九の四・五三九の五の一・五三九の六・五三九の一五の一・五三九の一五の二・五四四・五七二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町桐野字西ノ谷一九六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）